

川崎市E S Gファイナンス促進補助金交付要綱

(通則)

第1条 川崎市E S Gファイナンス促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、市内の中小企業が、金融機関からポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、「P I F」という。）やサステナビリティ・リンク・ローン（以下、「S L L」という。）及びグリーンローン等を受ける際に必要となる外部評価取得等に係る経費に対して補助金を交付することにより、中小企業のE S Gファイナンスの利用促進及びE S G経営の導入促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

2 前項のほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) P I F 企業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクトを包括的に分析・評価し、当該活動の継続的な支援を目的とした融資で、外部評価機関により国連環境計画金融イニシアティブ（U N E P F I）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」への適合性及び「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性について評価されたものをいう。
- (2) S L L 借り手がサステナビリティに関する野心的な目標を設定し、その達成度合いと融資条件が連動する融資で、外部評価機関により、ローン・マーケット・アソシエーション（L M A）等が策定した「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び環境省が策定した「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する適合性、準拠性、又は整合性について評価されたものをいう。
- (3) グリーンローン 国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達する際に用いられる融資であり、具体的には、資金使途がグリーンプロジェクトに限定され、かつ調達資金が確実に追跡管理され、それらについて融資後のレポートングを通じ透明性が確保された融資をいう。
- (4) K P I キー パフォーマンス インジケーター（重要業績評価指標）の略で、組織の目標の達成状況を定点観測するための定量的な指標をいう。
- (5) S P T s サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの略で、社会の持続可能性に向けたサステナビリティ活動に関する目標をいう。
- (6) コンサルティング 中小企業が、金融機関からP I F、S L L、グリーンローン等の融資を受ける際に必要となる事業計画の策定等を目的に、外部の事業者等から経営診断や助言等を受けることをいう。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の中小企業が金融機関からP I FやS L L、グリーンローン等の外部評価を取得し融資を受ける際に必要となる外部評価取得（但し、融資を行う金融機関による評価は除く。）及びコンサルティングとし、補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

2 前項において外部評価を取得する中小企業の事業計画は、環境分野に関するK P IやS P T sを設定しているものに限る。

3 別表1のうち、コンサルティングの経費については、その支払いを第6条に定める補助対象事業期間に行うことを条件として、補助対象事業期間より前、且つ本補助金公募要領に定める期日以降に着手または実施したのも対象とする。

4 第1項の経費の他、P I FやS L L、グリーンローン等の外部評価を取得して融資を実行する際に発生する費用として本補助金を申請する中小企業が直接的に負担するものについては、市と協議の上、決定するものとする。

(補助対象者)

第5条 この要綱に定める補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号全てに該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小企業又は別表2に掲げる施設等に入居している中小企業であること。

(2) 第6条に規定する期間内に金融機関からP I FやS L L、グリーンローン等の融資の実行を受けること。

(3) 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有又は出資している事業者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有又は出資している事業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者

(5) 代表者又は役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 平成3年法律第77号 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

(6) 公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと。

(補助対象事業期間)

第6条 補助対象事業期間は、第8条に規定する交付申請を行った日の属する年度の4月1日から同年度の3月10日までとする。なお、3月10日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日までとする。

(補助率及び補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計の2分の1以内で、1つの交付申請につき100万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。
- 3 市長は、予算の範囲内において、第1項に定めた補助率及び補助限度額を減じることができる。
- 4 市長は、受付を先着順に行う。予算上限に達した場合において、前項の規定による補助率の減額を行うときは、予算の範囲を超える日に受付した申請書の補助金申請額に応じて、予算の範囲内で補助金の額を算定する。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 誓約書（第3号様式）
- (3) 経費見積書（第4号様式）及び見積書等の写し
- (4) 登記簿謄本の写し（市長の指定する施設等に入居している中小企業等についても、原則提出するものとする）
- (5) 申請書の提出前3箇月以内の法人市民税の納税証明書又はその写し（ただし、事業を営んでから2年未満の中小企業については、申請時点で添付できる市民税納税証明書）
- (6) 会社パンフレット（会社の経歴書）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、第6条に規定する期間内に行わなければならない。また、申請できる回数は、年度ごとに1回までとする。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第5号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。

(変更（中止）申請)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下、「補助事業」という。）の内容を変更し、または中止しようとする場合は、速やかに事業計画変更（中止）承認申請書（第6号様式。以下「変更（中止）申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項における軽微な変更は、次の各号をいう。

- (1) 事業実施期間を短縮する場合
- (2) 事業計画書に記載の事業内容に変更を及ぼさない範囲で事業の一部を中止する場合であって、補助対象経費から該当分を除算する場合
- (3) 同一費目において経費の配分を変更する場合であって、事業計画書に記載の事業内容に変更が生じない場合
- (4) 経費区分間で経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費合計額の3割以内となる場合
- (5) 補助対象経費を増額する場合であって、補助金額に変更が生じない場合
- (6) その他、市長が軽微と認める場合

(交付決定の変更・中止)

第11条 市長は、前条の変更（中止）申請書の提出があった場合において、補助金変更又は中止の承認を決定したときは、補助金変更（中止）決定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。また、補助金変更又は中止の不承認を決定したときは、補助金変更（中止）不承認通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

(中間検査)

第12条 市長は、補助金の適切な執行のため、必要に応じ、申請書及び事業計画変更（中止）承認申請書に記入された内容等について、中間検査を行うことができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業にかかる融資の実行を受けた日から14日後又は当該補助事業にかかる融資を実行した日の属する本市会計年度の3月17日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、3月17日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日までとする。

- (1) 事業報告書（第9号様式 別紙1）
- (2) 補助対象事業に関する経費報告書（第9号様式 別紙2）及び領収書等（写し）
- (3) P I F又はS L L、グリーンローン等に係る金融機関との契約書等（写し）及び当該融資が実行されたことが分かる資料等
- (4) 外部評価機関による評価書（意見書）等（写し）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第14条 市長は、実績報告書の提出を受けた後、速やかにその内容を審査し、適正であると認められるときは、補助金額を確定し、補助金交付確定通知書（第10号様式。以下「確定通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。ただし、第9条により決定した補助金額又は第11条により承認した補助金額から、金額に変更が生じない場合は、確定通知書による通知を省略することができる。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助事業者は、前条により補助金の額が確定した後、速やかに市長に補助金の適正な請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、30日以内に補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助対象期間内に金融機関から補助事業者へのP I F又はS L L、グリーンローン等の融資が実行されなかった場合
- (2) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付を受けるまでに第4条、第5条に定める要件を欠くことになったとき。
- (5) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、この要綱に定める規定、その他法律等に基づき市長が行った指示、もしくは命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による取消しにより補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。
- 3 補助金の返還期限は、返還の命令日から20日以内とし、期限内に納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

(届出の義務)

第18条 補助事業者は、補助金交付年度以降5年以内に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所(別表2に掲げる施設を含む)の移転又は名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき。

(書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保管しておかななければならない。

(実施状況の調査等)

第20条 市長は、補助事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、書面の提出を求め、又は現地調査等により、補助事業に係る帳簿等の関係書類や設備等、実

施状況について調査を行うことができる。

(補助内容等の公表)

第21条 市長は、補助事業者の名称、代表者名、補助内容、補助事業者にP I F又はS L L、グリーンローン等を融資した金融機関の名称等について、公表することができるものとする。

(秘密の保持)

第22条 市長は、補助対象事業者がこの要綱に従って市に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助対象事業の遂行に関する一切の処理等を行う目的でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(事業成果の普及)

第23条 補助事業者は、補助事業の成果を発表する場合、本事業による成果であることを記載しなければならない。また、公表した資料を本市に提出しなければならない。

2 補助事業者は、市長が補助事業の成果を普及するための事業を行うときは、これに協力するように努めなければならない。

(その他)

第24条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
外部評価取得	外部評価機関による 評価書の取得経費	補助対象経費の合 計の2分の1以内	100万円
コンサルティング	外部評価機関による 評価書の取得に要す るコンサルティング 経費		

- ・ 上記に掲げる経費のほか、PIFやSLL、グリーンローン等の外部評価を取得して融資を実行する際に発生する費用として本補助金を申請する中小企業が直接的に負担するものについては、市と協議の上、決定するものとする。
- ・ 消費税及び地方消費税、振込手数料等の支払いにかかる手数料等は対象外とする。

別表第2（第5条関係）

対象施設等

- (1) かながわサイエンスパーク
- (2) かわさき新産業創造センター
- (3) テクノハブイノベーション川崎
- (4) 明治大学地域産学連携研究センター
- (5) ナノ医療イノベーションセンター
- (6) その他のインキュベーション施設であって、市長が特に認めるもの